



國民精神總動員運動に就いて

平井 洸 民

一觸即發の淺黃幕は切つて落されたので、火と血との交錯する場面が展開せられ、北支に、中支に、南支に、全面的日支戦争は開始され、近代的兵器と策戦とは利用され、而かも皇軍の勇猛果敢なる戦へば必ず勝つのであるが、事の起りは如何之れ他ならず、近衛首相が第七十二議會の劈頭貴族院に於て演説せられたる、抑も一國が特定の他の一國を排斥侮蔑することを以て其の國策となし、國民教育の方針としてかゝる思想を幼少なる兒童の頭腦にまで注入するが如きことは、古今東西の歴史に於て未だ嘗て類例を見ざる所でありまして、之が將來に於ける結果を考ふる時には、獨り日支兩國の國交の爲めならず、東洋の平和延いては全世界の平和の爲に眞に寒心に堪へないものがあるのであります。……斯くの如き國家に對して其の反省を求むる爲に、帝國が斷乎一撃を加ふるの決意をなしたるこ

とは、獨り帝國自衛の爲めのみならず、正義人道の上より見ましても極めて當然のことなりと固く信じて疑はぬものであります。蓋し東亞の和平なくして東亞國民の幸福なしと信ずるからでありますに存するのである。

由來我國々是は國際間の平和の増進と世界文化の發達に貢獻し普く人類の福祉を招來せんとするに存するは、明治天皇の詔に「文明ヲ平和ニ求メ列國ト交誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ且暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス」と聖旨を公にせられ給ひしに依り我等國民の夙に服膺する所である。

然るに明治二十七八年の頃に於ては隣邦清國は帝國の權利々益を損傷し以て東洋の平和を攪亂するの舉動に出でたので、帝國は敢然膺懲の師を起したが、舉國的國力は皇威と天佑とに依り將兵の忠勇と相俟つて戰勝を博することを得、國勢頓に暢展したのである。後明治三十六七年に至り露西亞國は我帝國の國是を無視するのみでなく曩きに三國干涉の横暴を以てしたるに今亦暴慢の限を盡して其の野望を逞うせんとする態度に出でたので帝國は已むなく旗鼓の間に將來の保障を求むるの舉に出でた。茲に於て舉國力を盡して軍國の經營内外の施設に對し緩急を制し、勤儉業に勵み國費の負荷に任じたのである。上御一人の稜威と陸海軍將兵の忠勇と國民の一致協力は克く暴露を征し得た。實に我帝國は一戰爭毎に一進歩ありて、戰後必らず國力の發展を見たのである。這回

の日支事件は實に空前の大事件であつて、國民は一人も洩れなく精神的に緊結し、力を合せ、心を一にして所期の目的を達成しなければならぬ。即ち深刻な現實問題として、尤大な國費の負擔、精神教育の徹底、生産消費の經濟合理化、其の他交通、通信、國防の完備は勿論、國民の一部のみが經濟上の不勞所得を享有し、大部分民衆が塗炭の苦惱を忍ばなければならぬが如きは、絶対に之を避け全體としての調和を圖らねばならぬ。然らざれば、叙上の目的は達成するを得ないのである。

今次政府首腦部に於て國民精神總動員運動を唱道し、全國民を啓導して日本精神を昂揚し、戰時經濟政策の遂行に協力し、併せて資源の愛護に努力せしめんことを企て、三大臣馬首を街頭に進めた。

即ち九月十一日夜日比谷公會堂に於て政府主催の演說會を開催した、其の三大臣の叫び聲を聞かん。近衛首相は國家個人一如となつて大業を遂行する爲めに協力せよとの主旨を演說して曰く、要旨

申すまでもなく、われらの眞意は東洋文化を共通する日滿支三國の提携をもつて東洋安定の樞軸とし、これを通じて世界平和の確立に自主的に參與するといふところにある。日支提携といふ基礎の上に立つにあらざれば支那の國家建設は不可能なのである。しかるに支那政府の抗日的訓練は、遠く且つ深く、わが方の隱忍は却つて侮日となり國を擧げて赤化勢力の奴隸たらんとする現狀に立ち到つたのである。

茲に到つては、日本の安全の見地からのみに止まらず、東洋百年の大計のためにこれに一大鐵槌を加へて直に抗日勢力の依つて以て立つ根源を破壊し、徹底的實物教訓に依りて、その戰意を喪失せしめ、健全分子と手を握つて東洋平和の恒久的組織を確立するの必要に迫られて來たのである。われらが今日これを解決せざればわれらの子孫が更に大なる困難の下にいづれの日に解決を必要とするのである。今後或は色々の方面から國難が起つて來ることも覺悟せねばならぬ。しかし全國民が國家總動員の内に織り込まれて來るならば、發展的日本のために一新紀元を作ることには決して困難でない。私は少くとも二つの方面から斯く

信じて疑はぬ。

その一つはわれ／＼の祖先は過去において幾多の大困難に遭遇し、よくこれを克服して、今日の如き國家的遺産をわれ／＼の手に残したのである。今次の事變の如きも當然われ／＼の手によりてこれを解決して後に來る我々子孫のために遺産として贈るべきものである。第二には日本は今世界における進歩的國家としての主要なる役割を働いてゐるといふ確信である。國家の一大事の前に、國內のあらゆる階層が協力一致して義勇奉公の誠を盡すといふことはわが日本本來の姿である。しかしてかくの如き協力によつて來るところ遂にわが日本國體の尊嚴無比なる歴史的組織に淵源することを思ふとき私は日本臣民たることの恩寵を今更の如く痛切に自覺せざるを得ないのである。われ／＼が國家に對する自覺の深まるるころ、國家總動員は強制を俟たずして自ら成るのである。

御承知の如く、天皇陛下におかせられては北支事變の發生するや、直ちに葉山より御還幸遊ばされまして日夜軍國のことに御精勵遊ばされてゐるのである。本月四日開院式の勅語において、

『朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム』

と仰せられましたことは既に御承知の通りである。この大御心に副ひ奉るべくわが同胞軍隊は戰場にありて赫々たる忠勇を致してゐるのである。この大御心に副ひ奉るべく銃後の經營に全力を盡すことはわれ／＼一般國民の義務である。惟ふに世界は今や一大轉換の期に際會致してゐる。この秋に當り東洋の道德を經とし、西洋の文明を緯とし兩者を綜合調和して、新しき世界に貢獻することは實にわが國に課せられたる重大使命である。大なる將來を持つ日本國家の行進は既に始まつてゐるのである。希くば官民一致國家の目的をもつてわれ／＼個人の目的としこの大業の遂行に協力せられんことを希望してやまない。(週報第四九號参照)

次で馬場内相は全國民の實踐即ち日常の間に目的達成の主旨を敷衍して、左の如く述べられた。

(要旨)

由來わが帝國が東洋の平和の確立をもつて一貫せる國是としてゐるにも拘らず支那はわが國の眞意を理解せずして抗日毎日をも

つて國策とし、更に近時は赤化勢力をさへ容れて、その暴戻許すべからざるものがある。事此處に至つては彼に徹底的打撃を加へてこれを膺懲し、その反省を求め、もつて東洋平和のために基礎を固めねばならぬ。しかし支那の膺懲といつても決して容易なことではない。時難克服の途は唯舉國一致盡忠報國の精神の發揚にある。國民精神總動員運動は單に教化宣傳ではなくして國民が實踐により日常生活の間にこれを實行して本運動の目的達成に参加することを主眼とする。その實踐事項として銃後後援の強化持續、非常時經濟政策への協力、資源の愛護等を擧ぐることが出来る。私共は明治天皇の御製

國をおもふ道に二つはなかりけり

軍のにはにたつもたぬも

の大御心を奉體して國民精神總動員に邁進せねばならぬ。

内相に次いで安井文相は國民各自の職分に竭して奉公の誠を顯はすべき主旨に關し左の如き演説(要旨)を試みられた。

今日の時局に直面したわれは先づ第一に尊嚴なるわが國體に基く忠君愛國、盡忠報國の傳統精神を振起してこれを國民生活の日常に具現せしめ國民の現實生活に浸透せしめてもつて國民生活の根幹を培ふべきである。次に國民精神の昂揚によつて國民志氣の振作をはかることである。時難克服のためには武力は固よりであるがそれとともに精神力、經濟力等國力の最高限度の發揮を必要とするのである。それ故にわれわれは職業の如何を問はず各自持場持場に依り職分に應じ職業を通じて奉公の誠を致し相扶け、相補ひ一致協力奉公の實を擧げ總動員の實を十分に示さなければならぬ。

實に這回の事變は従前に比し其の重大性に於て寒心を禁じ得ないものがある。兵力的戰爭に於て勝利を得ることは疑なき所であるが、財政状態を一瞥するに日清戰爭に在つては十ヶ月間の戦費二億圓であつた、而かも其中公債は一億一千六百萬圓に止つて賠償金二億兩、山東還附代償金二億三

千五百萬兩合計邦價換算三億七千二百萬圓を獲得し戰費を償ひ得て餘りあつたのである。又日露戰爭に在つては二十ヶ月間の戰費は總計十九億五千四百萬圓であつて増稅及公債に依つて支辨し得たのである。然るに今次戰費は八、九月間に二十五億圓を豫算に計上せられたのである。實に今昔の感に堪へないものがある。若し更らに戰爭が繼續するならば國民の負荷する所果して如何又世界の不安は不絶モスコワからのボルシェウイズムの發動に職由するもので、彼のスペインの戰亂と同じく日支事變も亦ボルシェウイズムの獨裁者から發電せらるゝのであるは疑なき所である。而かも國際間の關係は複雑微妙を極むるものがある。世界各國をして充分に我帝國の眞意を認識せしめなければならぬ。又幸に、不遠戰火熄むものとするも支那民族をして長夜の夢をさまし、東亞の和平に共鳴し協力せしむることは或は楊子江の水を清流たらしむるよりも難きにあらずやと思はる近衛首相が堅忍持久の精神を以て邁進する覺悟を要すと斷せられたるは蓋し是に出でたるの意ならんか。

念ふに此秋、未曾有の國難否な一大試鍊に直面したる我國は千思萬考せねばならぬ我國は實に一大轉機に逢着したのである。此轉機に對處するには奇矯過激を排し偏狹固陋を脱したる純眞質實で而かも高遠な理想に基き新興躍進の機運に適應する雄大なる精神を以て諸國民族に臨み苟くも霸道野望を包藏するものとの疑を惹起するか如き行動を避くるの用意を以て萬邦をして、よく我が精神に融和歸依せしむるの企圖に出でなければならぬ。故に吾々は制我克己同心協力心骨を勞し

て精進し些かも弛惰することなく國民の一人只の一人も落伍することなからしむるを要す是れ則ち國民精神總動員の必須的運動たる所以のものであると信ずる。

斯くて醇乎たる國民の精神は結んで一に歸し、以て忠誠公に奉じ、和協心を同しくして帝國の所期する目的を達成する爲めに淬勵努力し、以て聖旨を奉戴し得るのである。(九、一五)

國民精神總動員實踐運動目標

- (一) 日本精神の發揚
- (二) 社會風潮の一新
 - (イ) 堅忍持久の精神の涵養
 - (ロ) 困苦缺乏に堪ふる心身の鍛鍊
 - (ハ) 小我を捨て、大我に就くの精神の體現
 - (ニ) 各人の職分と恪循
- (三) 統後の後援の強化持續
 - (イ) 出動將兵への感謝及統後々援の普及徹底
 - (ロ) 隣保相扶の發揚
 - (ハ) 勤勞奉仕
- (四) 非常時經濟政策への協力
 - (イ) 勤勞報國
 - (ロ) 勞資協力
 - (ハ) 利益壟斷の抑制と暴利抑制
 - (ニ) 國債應募勸奨
 - (ホ) 冗費節約貯蓄獎勵
 - (ヘ) 國際收支の改善
 - (ト) 金の使用節約
 - (五) 資源愛護